

## 【報酬告示に関する通知案】

介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて



○ 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（平成12年1月31日老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）  
 (変更点は下線部)

現 行	改 正 案
<p>第一 福祉用具</p> <p>1 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目</p> <p>(1) 車いす          貸与告示第一項に規定する「自走用標準型車いす」、「普通型電動車いす」及び「介助用標準型車いす」とは、それぞれ以下のとおりである。          ① 自走用標準型車いす          日本工業規格(JIS)T9201-1998のうち自走用に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が大径車輪であり後輪がキャスターのものを含む。）をいう。          ただし、<u>座位変換型を含み、自走用スポーツ型及び自走用特殊型のうち特別な用途（要介護者等が日常生活の場面以外で専ら使用することを目的とするもの）の自走用車いすは除かれる。</u>          ② 普通型電動車いす          日本工業規格(JIS)T9203-1987に該当するもの及びこれに準ずるものをいい、方向操作機能については、ジョイスティックレバーによるもの及びハンドルによるもののいずれも含まれる。          ただし、各種のスポーツのために特別に工夫されたものは除かれる。          なお、電動補助装置を取り付けることにより電動車いすと同様の機能を有することとなるものにあっては、車いす本体の機構に応じて①又は③に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けてあることをもって本項でいう普通型電動車いすと解するものではないものである。          ③ 介助用標準型車いす          日本工業規格(JIS)T9201-1998のうち、介助用に該当するもの及びそれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャスターのものを含む。）をいう。</p>	<p>第一 福祉用具</p> <p>1 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目</p> <p>(1) 車いす          貸与告示第一項に規定する「自走用標準型車いす」、「普通型電動車いす」及び「介助用標準型車いす」とは、それぞれ以下のとおりである。          ① 自走用標準型車いす          日本工業規格(JIS)T9201:2006のうち自走用標準形、自走用座位変換形及びパワー・アシスト形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が大径車輪であり後輪がキャスターのものを含む。）をいう。          また、自走用スポーツ形及び自走用特殊形のうち要介護者等が日常生活の場面で専ら使用することを目的とするものを含む。          ② 普通型電動車いす          日本工業規格(JIS)T9203:2010のうち自操用標準形、自操用ハンドル形、自操用座位変換形に該当するもの及びこれに準ずるものをいう。</p> <p>なお、<u>自操用簡易形及び介助用簡易形</u>にあっては、車いす本体の機構に応じて①又は③に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けてあることをもって本項でいう普通型電動車いすと解するものではないものである。</p> <p>③ 介助用標準型車いす          日本工業規格(JIS)T9201:2006のうち、介助用標準形、介助用座位変換形、介助用パワー・アシスト形に該当するもの及びそれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャスターのものを含む。）をいう。</p>

- 1 -

<p>ただし、<u>座位変換型を含み、浴用型及び特殊型は除かれる。</u></p> <p>(2)～(13) (略)</p> <p>2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目</p> <p>(1) 腰掛便座          次のいずれかに該当するものに限る。          ①～③ (略)          ④ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る。）。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>3 複合的機能を有する福祉用具について          二つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。          ①～② (略)          ③ 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。  <u>但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊閑闥機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。</u></p> <p>第二 住宅改修</p> <p>厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給に係る住宅改修の種類</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 洋式便器等への便器の取替え          住宅改修告示第五号に掲げる「洋式便器等への便器の取替え」とは、和式便器を洋式便器に取り替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合が一般的に想定される。          ただし、購入告示第一項に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれ</p>	<p>ものを含む。）をいう。</p> <p>また、<u>日本工業規格(JIS)T9203:2010のうち、介助用標準形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャスターのものを含む。）をいう。</u></p> <p>(2)～(13) (略)</p> <p>2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目</p> <p>(1) 腰掛便座          次のいずれかに該当するものに限る。          ①～③ (略)          ④ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。）  <u>但し、設置に要する費用について</u>は従来通り、法に基づく保険給付の対象とならないものである。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>3 複合的機能を有する福祉用具について          二つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。          ①～② (略)          ③ 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。  <u>但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊閑闥機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。</u></p> <p>第二 住宅改修</p> <p>厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給に係る住宅改修の種類</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 洋式便器等への便器の取替え          住宅改修告示第五号に掲げる「洋式便器等への便器の取替え」とは、和式便器を洋式便器に取り替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合が一般的に想定される。          ただし、購入告示第一項に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれ</p>
---	---

- 2 -

る。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象とならないものである。

(6) (略)

る。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象とならないものである。

(6) (略)